

令和7年度 第5回宮城地方最低賃金審議会
【資料一覧】

令和8年3月9日開催

番号	資料名
1	宮城地方最低賃金審議会委員名簿
2	令和7年度の最低賃金審議状況一覧表
3	宮城県の最低賃金の推移一覧表
4	宮城県の最低賃金の未満率、影響率の推移一覧表
5	令和7年度の最低賃金の周知に係る取組状況
6	最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移（平成24年～令和8年）
7	令和7年度宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数
8	令和8年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況
9	令和7年度の最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策に係る取組状況
10	（プレスリリース）第14回宮城働き方改革推進等政労使協議会を開催しました

宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15名	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任 期	令和9年5月14日
委 員	は会長、 は会長代理		
氏 名	職 名 等		
《公益を代表する委員》			
薄 井 淳	弁護士		
小 幡 佳緒里	弁護士		
熊 谷 真 宏	公認会計士		
桑 原 真 弓	東北福祉大学教授		
○柳 井 雅 也	東北学院大学名誉教授		
《労働者を代表する委員》			
阿 部 祥 大	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長		
阿 部 徹	電機連合宮城地方協議会事務局長		
泉 利 雄	U A ゼンセン宮城県支部主任		
大 宮 正 巳	JAM 南東北宮城県連絡会事務局長		
齋 藤 和 彦	全日本運輸産業労働組合連合会宮城県連合会執行委員長		
《使用者を代表する委員》			
飯 野 守	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事		
猪 股 佳 子	医療法人社団裕歯会理事		
後 藤 淳	仙台商工会議所事務局次長兼総務管理部部長		
高 橋 裕 喜	宮城県中小企業団体中央会専務理事		
桃 井 健 次	宮城県商工会連合会専務理事		

注．委員の配列は五十音順による。

令和7年度の最低賃金審議状況一覧表

宮城労働局

1 最低賃金審議会 本審

審議会等回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
件名	7.7.16(公開)	7.7.31(公開)	7.8.8(公開)	7.8.26(公開)	8.3.9(公開)
本審議会	会長等選出 (会長熊谷委員、会長代理柳井委員) 宮城県最低賃金の改正の諮問 宮城県最低賃金専門部会の設置について (専門部会を設置する旨決定) 関係者からの意見聴取について (意見聴取を行う旨決定) 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて (全会一致の場合適用とする旨決定) 特定最低賃金について (必要性の有無の審議は本審で行う旨決定) 資料説明	令和7年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張 最賃法第25条に係る関係者からの意見聴取 (県労連、宮城一般から1名ずつ聴取) 宮城県特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問 資料説明	宮城県最低賃金専門部会報告及び採決 (賛成多数により、専門部会報告の内容で答申することを決定)	審議会意見に対する異議申出について (2件の意義申出があり、いずれも棄却) 宮城県特定最低賃金の改正の必要性の有無について (3業種とも必要性ありで答申) 宮城県特定最低賃金の改正の諮問 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて (全会一致の場合適用とする旨決定) 資料説明	最低賃金の審議状況について 最低賃金の周知に係る取組状況について 最低賃金の履行確保に係る取組状況について 宮城県特定最低賃金の改正申出に係る意向表明状況について 最低賃金・賃金上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策に係る取組状況について 宮城働き方改革推進等政労使協議会の協議内容について

適用使用者数 71,275人

適用労働者数 941,000人

(令和7年度版 最低賃金決定要覧)

2 地域別最低賃金専門部会

審議会等回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
件名	7.7.31(公開)	7.8.4(公開)	7.8.5(公開)	7.8.6(公開)	7.8.8(公開)
県最賃	部会長等の選出 (部会長熊谷委員、部会長代理柳井委員) 専門部会運営規程について (本日施行) 金額審議(実質審議なし) 資料説明	金額審議(実質審議なし)	令和7年度地域別最低賃金額改定の目安 伝達 金額審議(労+71円提示、使+39円)	金額審議(労+68円提示、使+51円)	金額審議(労+66円提示、使+54円) +65円の公益委員見解で採決、賛成多数で決議(専門部会報告とする)
諮問	7.7.16				
答申	7.8.8				
時間額	1,038円				
引上げ額					
時間額	65円				
官報公示	7.9.4				
発効日	7.10.4 (法定日発効)				

3 特定最低賃金専門部会

審議会等回数	第1回	第2回	第3回	適用使用者数	適用労働者数
件名	7.9.22(公開)	7.10.3(公開)	7.10.6(公開)	13人	1,420人
鉄鋼業	部会長等の選出 (部会長小幡委員、部会長代理薄井委員) 専門部会運営規程について (本日施行) 関係労使の意見聴取について (意見提出なし) 労使の基本的主張 金額審議(労+111円、使+23円) 資料説明	金額審議(労+83円、使+35円)	金額審議(労+71円、使+56円) +66円の公益委員見解を示す 全会一致により結審、答申		
諮問	7.8.26				
答申	7.10.6				
時間額	1,125円				
引上げ額					
時間額	66円				
官報公示	7.11.5				
発効日	7.12.15 (指定日発効)				
件名	7.9.26(公開)	7.10.9(公開)	7.10.14(公開)	341人	17,300人
電子回路部、品、機械器具製造業、	部会長等の選出 (部会長熊谷委員、部会長代理薄井委員) 専門部会運営規程について (本日施行) 関係労使の意見聴取について (意見提出なし) 労使の基本的主張 金額審議(労+89円、使+29円) 資料説明	金額審議(労+68円、使+55円)	金額審議 +65円の公益委員見解を示す 全会一致により結審、答申		
諮問	7.8.26				
答申	7.10.14				
時間額	1,077円				
引上げ額					
時間額	65円				
官報公示	7.11.13				
発効日	7.12.15 (指定日発効)				
件名	7.9.24(公開)	7.9.29(公開)	7.10.7(公開)	787人	8,450人
自動車小売業	部会長等の選出 (部会長柳井委員、部会長代理小幡委員) 専門部会運営規程について (本日施行) 関係労使の意見聴取について (意見提出なし) 労使の基本的主張 金額審議(労+85円、使+8円) 資料説明	金額審議(労+70円、使+50円) 全会一致により結審、答申	金額審議(労+69円、使+58円) +65円の公益委員見解を示す 全会一致により結審、答申		
諮問	7.8.26				
答申	7.10.7				
時間額	1,101円				
引上げ額					
時間額	65円				
官報公示	7.11.6				
発効日	7.12.15 (指定日発効)				

宮城県の最低賃金の推移一覧表

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)
	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	H26.10.16	2.01	H26.12.15	1.63	H26.12.19	1.59	H26.12.15	1.97
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	H27.10.3	2.25	H27.12.13	1.97	H27.12.18	1.82	H27.12.25	2.19
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	H28.10.5	3.03	H28.12.15	2.42	H28.12.15	1.92	H28.12.15	2.52
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	H29.10.1	3.21	H29.12.15	2.95	H29.12.15	2.63	H29.12.15	3.07
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	H30.10.1	3.37	H30.12.20	2.98	H30.12.20	2.69	H30.12.20	2.98
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	R1.10.1	3.26	R1.12.15	2.78	R1.12.15	2.5	R1.12.15	2.89
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	R2.10.1	0.12	R2.12.15	0.22	R2.12.20	0.23	R2.12.24	0.11
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	R3.10.1	3.39	R3.12.15	3.03	R3.12.15	3.01	R3.12.15	3.03
R4	883円	30	983円	30	919円	29	946円	28
	R4.10.1	3.52	R4.12.15	3.15	R4.12.15	3.26	R4.12.15	3.05
R5	923円	40	1,003円	20	959円	40	986円	40
	R5.10.1	4.53	R5.12.15	2.03	R5.12.15	4.35	R5.12.15	4.23
R6	973円	50	1,059円	56	1,012円	53	1,036円	50
	R6.10.1	5.42	R6.12.15	5.58	R6.12.15	5.53	R6.12.15	5.07
R7	1,038円	65	1,125円	66	1,077円	65	1,101円	65
	R7.10.4	6.68	R7.12.15	6.23	R7.12.15	6.42	R7.12.15	6.27

宮城県の最低賃金の未満率、影響率の推移一覧表

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額 未満率	引上額(円) 影響率	時間額 未満率	引上額(円) 影響率	時間額 未満率	引上額(円) 影響率	時間額 未満率	引上額(円) 影響率
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	4.32	10.85	0.00	0.00	4.96	8.90	1.34	1.90
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	1.74	7.55	0.51	0.93	7.87	16.62	1.40	2.55
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	2.57	7.39	0.40	0.80	4.53	9.30	2.30	3.28
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	1.41	11.52	0.00	0.24	7.45	16.97	3.64	4.43
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	1.78	8.95	0.00	2.97	5.11	15.10	0.56	1.85
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	1.73	14.03	1.03	2.06	3.73	28.17	2.56	4.04
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	1.45	6.31	0.00	0.00	10.38	15.43	2.60	3.18
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	1.18	17.98	0.00	0.00	1.90	18.70	2.61	5.02
R4	883円	30	983円	30	919円	29	946円	28
	1.33	18.87	0.00	0.00	3.09	20.09	3.15	6.87
R5	923円	40	1,003円	20	959円	40	986円	40
	1.42	21.72	0.52	1.55	5.50	22.43	2.82	6.52
R6	973円	50	1,059円	56	1,012円	53	1,036円	50
	1.68	24.23	0.00	1.12	4.09	22.74	1.72	7.12
R7	1,038円	65	1,125円	66	1,077円	65	1,101円	65
	1.63	25.45	1.20	5.23	6.58	29.22	3.03	10.17

未満率:最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者の割合
 影響率:最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合

令和 7 年度の最低賃金の周知に係る取組状況

1 プレスリリース（記者発表）

（1）最低賃金履行確保を重点とした監督指導結果の公表（別添 1）

令和 6 年度（令和 7 年 1 月～ 3 月）に実施した最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を発表。

（291 件実施、うち最賃法違反 34 件、違反率 11.7%。（前年比 1.7 ポイント増））

（2）地域別最低賃金の周知

第 1 回宮城地方最低賃金審議会（7/16）を開催し改正諮問する旨発表。（別添 2）
テレビ局 3 社で報道。

第 3 回宮城地方最低賃金審議会（8/5）にて、1,038 円に改正するとの答申がなされた旨発表。（別添 3）新聞 2 紙、テレビ局 5 社で報道。

10 月 4 日から 1,038 円に改正されることが決定した旨発表。（別添 4）

新聞 3 紙、テレビ局 3 社で報道。

発効日を控え、改正額の周知広報に取り組む旨発表。（別添 5）

（3）特定最低賃金の周知（別添 6）

3 業種の特定最低賃金が 12 月 15 日に改正されることが決定した旨発表。

新聞 1 紙で報道。

2 自治体が発行する広報誌等を利用した周知

宮城県最低賃金及び特定最低賃金の官報公示日直後に、広報紙等への記事掲載をメールで依頼した。その後、未掲載の自治体に対し訪問、電話により再度依頼した。

その結果、県内全世帯に配布される「みやぎ県政だより」に掲載されたほか、35 市町村のうち、地域別最低賃金についてはすべての自治体の、特定最低賃金については 33 市町村の広報誌等に掲載された（Web 掲載、自治体が発行する労働関係の冊子等を含む。）。

3 商工会議所、商工会等使用者団体が発行する機関誌等を利用した周知

宮城労働局長が 10 月 17 日に宮城県商工会議所連合会及び連合宮城を、10 月 28 日に宮城県中小企業団体中央会及び宮城県商工会連合会を訪問し、宮城県最低賃金及び「賃上げ」支援助成金パッケージを会員企業へ周知するよう要請した。

また、自治体への依頼方法に準じて、県内各商工会議所、商工会等に対して宮城県最低賃金及び特定最低賃金の改正に合わせてメールで周知を依頼した。また、周知用リーフレット（本省作成、宮城局作成）等を送付して、機関誌等を利用した会員への周知要請を行った。

4 ポスター、リーフレットによる周知

（1）宮城県最低賃金（別添 7）

令和 7 年 10 月 3 日から順次発送

送付先は、計 1,436 機関・団体等

県内自治体（36 か所） 役場出張所、労働基準協会、労働災害防止団体、商工会議所、商工会、民主商工会、使用者団体、商店街振興組合、労働団体、広報雑誌社、教育関係団体、高校・大学・専修学校等、スーパー本部、コンビニ地域本部、県下図書館、道の駅、派遣団体等（最低賃金減額特例許可を受けている事業場（158 件）、過去 5 年間の法令違反指導事業場（130 件）を含む）

（ 2 ）特定最低賃金（別添 8）

令和 7 年 12 月 5 日から順次発送

送付先は、計 918 機関・団体等

このうち団体は特定最低賃金適用産業に関するものに限定。（電子部品等製造業 377 業場、鉄鋼業 11 事業場、自動車小売業 190 事業場（外車新車・中古車・自動車部品販売業者含む）を含む。）

5 コミュニティ FM 放送による周知

宮城県最低賃金の改正について、コミュニティ FM 放送局県内 9 事業者に対して放送を依頼し、10～12 月に 7 事業者で放送された。また、このうち 1 事業者については事務局（宮城労働局賃金室）職員がゲスト出演し、放送によって直接周知を行った。

6 その他の取組による周知

（ 1 ）令和 7 年 12 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間、仙台市中心部を走る路線バス（16 台）の車体に、宮城県最低賃金額、特定最低賃金額等を記載した広告を掲載した。（別添 9）

（ 2 ）宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークで使用する封筒に貼る最低賃金額を表示した「最低賃金シール」を作成し、事業場のみならず、労働者等に対しても幅広く最低賃金額の周知徹底を図った。また、シールが傘下会員に対する周知に有効だとしてシール提供の依頼があった団体にシールを提供した。（別添 10）

（ 3 ）宮城労働局メールマガジンおよび公式 X において、最低賃金改正広報を行った。併せて宮城労働局 HP（ホームページ）のトップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、最低賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供した。

7 JR 主要駅へのポスター掲示による周知（厚生労働本省が実施）

宮城県内の JR 10 駅（仙台、あおば通、榴ヶ岡、石巻、古川、大河原、白石、気仙沼、北仙台、太子堂）に 10/4 の発効日に合わせ一週間（10/4～10/10）ポスターを掲示した。

注：別添資料添付の旧版リーフレット等は省略しております



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和 7 年 7 月 18 日

宮城労働局労働基準部賃金室

賃金室長 堀内 克浩

賃金指導官 兼平 太地

電話 022 (299) 8841

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

～ 最低賃金法違反率は 11.7%（前年に比べ 1.7 ポイント増加）～

宮城労働局（局長 ^{まつせ たかひろ} 松瀬 貴裕）では、最低賃金の履行確保を図るため、令和 7 年 1 月から 3 月までの間に県内の全ての労働基準監督署において、集中的な監督指導を実施しましたが、今般その結果を取りまとめましたので以下のとおり発表します。

最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を有しており、宮城労働局では、昨年 10 月 1 日に宮城県最低賃金を 50 円引き上げ時間額 973 円に改正しました。

また、同年 12 月 15 日には「鉄鋼業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「自動車小売業」にそれぞれ適用される特定最低賃金を改正しました（改正額は参考資料を参照）。

1 最低賃金法違反の状況（別紙参照）

（1） 監督実施事業場数等（表 1）

- ・ 291 事業場に対し監督指導を実施
- ・ 最低賃金額未満の賃金額で労働者を雇用していた事業場数は 34 事業場
- ・ 最低賃金の違反率は 11.7%（前年度は 10.0%であり 1.7 ポイント増加）

（2） 最低賃金額未満の労働者数（表 1）

- ・ 最低賃金額未満の労働者数は 68 人
- ・ 監督実施事業場全労働者数に占める割合は 3.7%

(3) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (表 2)

- ・ 宮城県の最低賃金額を知っていた 86.6%
- ・ 額は知らないが最低賃金が適用されることを知っていた 12.4%
- ・ 最低賃金が適用されることを知らなかった 1.0%

(4) 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由 (表 3)

「適用される最低賃金額を知らなかった」10 事業場・21.7%

「月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった」8 事業場・17.4%

「最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった」8 事業場・17.4%

その他は、「売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった」、「合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた」などであった。

2 改善指導

最低賃金額以上の賃金額を支払っていない事業場に対しては、最低賃金改定時にさかのぼって最低賃金額以上の賃金を支払うよう改善指導を行った。

3 今後の対応

宮城労働局では、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について幅広く周知を図るとともに、事業場に対しては最低賃金が適切に支払われているかを監督指導等を通じて確認し、最低賃金の履行確保を図ることとしている。

また、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対して、生産性を向上させるための助成金の活用等の支援策について周知を図ることとしている。

《参考資料》

- ・ 宮城県の最低賃金 (リーフレット)
- ・ 賃金引き上げの支援策 (リーフレット)

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（令和7年1月～3月）

表1 監督実施事業場数、同労働者数

監督実施 事業場数	最低賃金 未満 事業場数	違反率 (%)	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未満労働者					
				数	比率 (%)	うち パート・ アルバイト数	同比率 (%)	うち 65歳 以上	同比率 (%)

()内は令和6年1月～3月の監督実施結果（以下同じ）

表2 事業場における最低賃金に対する認識

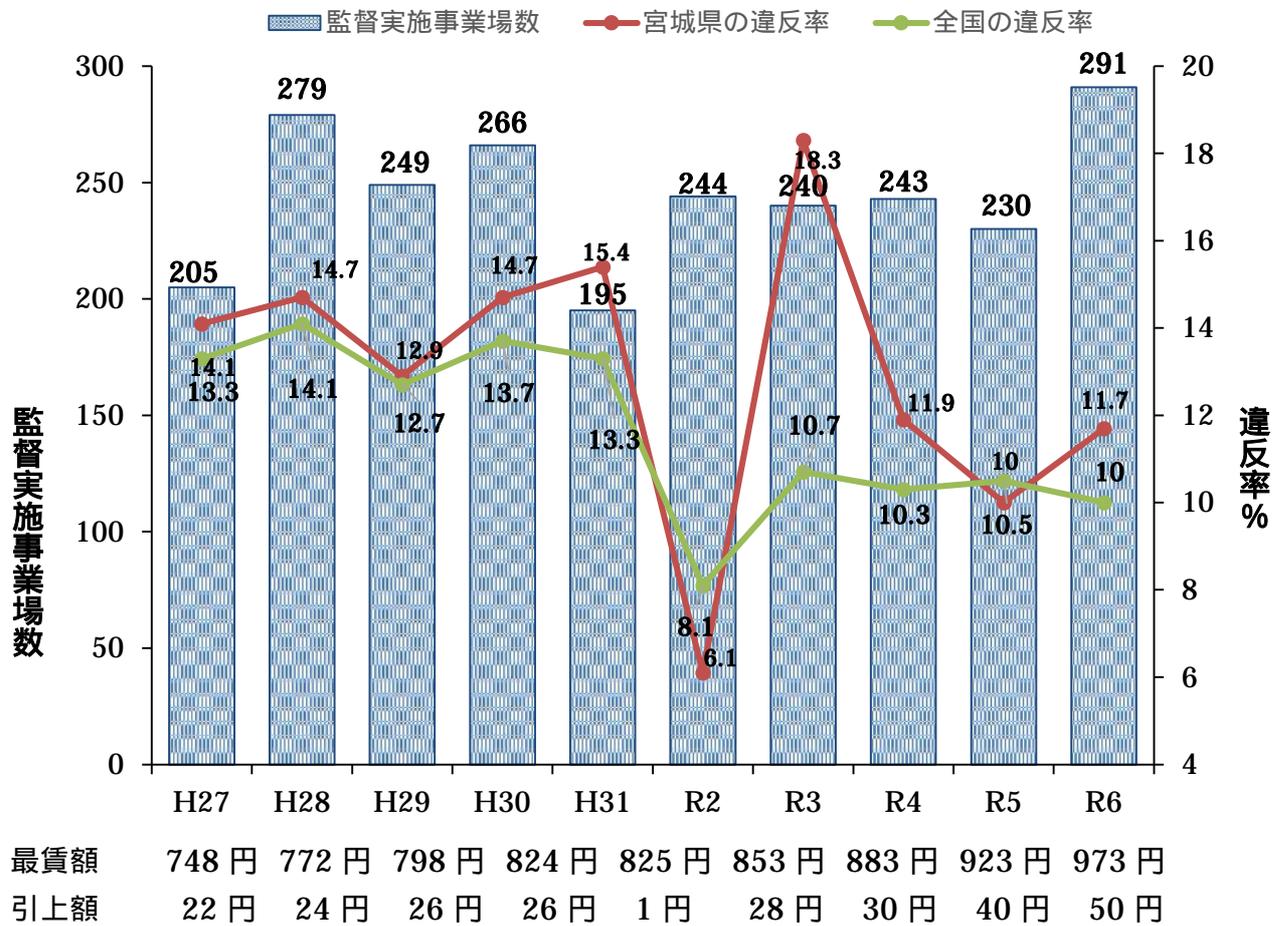
理 由	事業場数	割合 (%)
適用される最低賃金額を知っている。	252	86.6
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	36	12.4
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	3	1.0
合 計	291	

表3 最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理 由	事業場数	割合 (%)
適用される最低賃金額を知らなかった。	10	21.7
月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった。	8	17.4
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。	8	17.4
その他(売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた等)	20	43.5
合 計	46	

複数回答可のため事業場数の合計は最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数を超える。

【参考】 最低賃金を主眼とした監督指導の実施状況の推移



グラフは監督を実施した年度を単位として作成しています。



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和 7 年 7 月 9 日

宮城労働局労働基準部賃金室

賃金室長 堀内 克浩

賃金指導官 兼平 太地

電話 022 (299) 8841

宮城地方最低賃金審議会を開催します

宮城労働局（局長 まつせ たかひろ 松瀬 貴裕）は 7 月 16 日、下記により第 1 回宮城地方最低賃金審議会を開催します。

今回の審議会では、現行時間額 973 円とされている宮城県最低賃金の改正について諮問を行う予定です。

諮問が行われますと、審議会は最低賃金法の規定に基づき、最低賃金に関する基礎調査、今年度の春闘状況、経済情勢等の各種指標、中央最低賃金審議会から示される最低賃金額改定の目安額等を参考に調査審議を行い、後日、宮城労働局長に答申することになります。

記

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 16 日（水）午前 10 時 00 分～
- 2 場 所 仙台第 4 合同庁舎 2 階 共用会議室
（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1）
- 3 議 題 宮城県最低賃金の改正について（諮問）他
- 4 その他

本審議会は公開することとしていますが、審議の進行の妨げになるおそれがありますので、頭撮り及び諮問文手交の様相についての撮影を除き、審議中の写真撮影等のご遠慮いただきます。

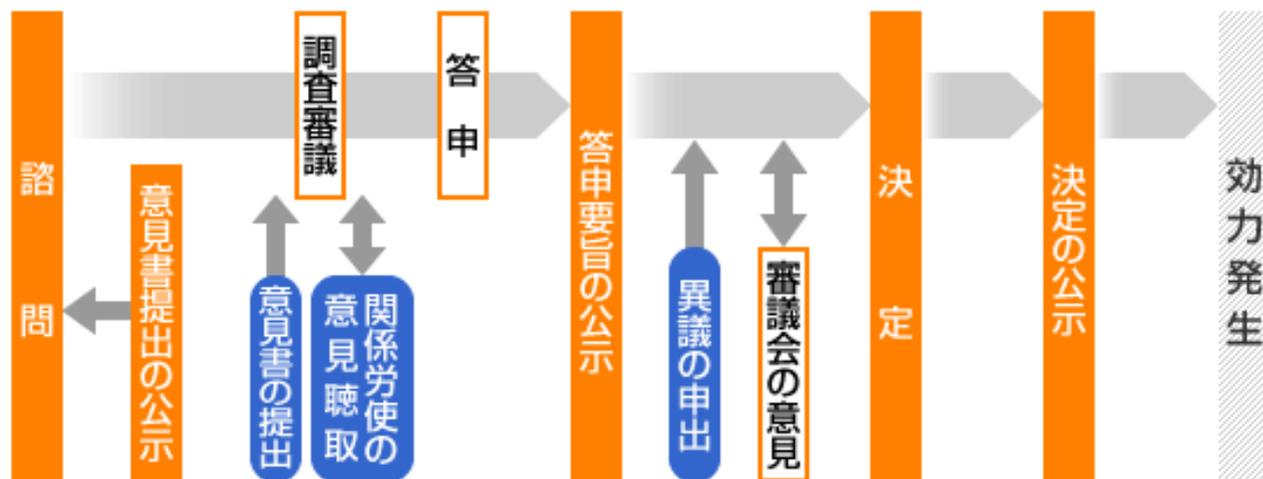
宮城県最低賃金の改定状況の推移

年度	時間額	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成22年	674	12	1.81	平成22年10月24日
平成23年	675	1	0.15	平成23年10月29日
平成24年	685	10	1.48	平成24年10月19日
平成25年	696	11	1.61	平成25年10月31日
平成26年	710	14	2.01	平成26年10月16日
平成27年	726	16	2.25	平成27年10月3日
平成28年	748	22	3.03	平成28年10月5日
平成29年	772	24	3.21	平成29年10月1日
平成30年	798	26	3.37	平成30年10月1日
令和元年	824	26	3.26	令和元年10月1日
令和2年	825	1	0.12	令和2年10月1日
令和3年	853	28	3.39	令和3年10月1日
令和4年	883	30	3.52	令和4年10月1日
令和5年	923	40	4.53	令和5年10月1日
令和6年	973	50	5.41	令和6年10月1日

最低賃金決定までの流れ

■地域別最低賃金

- 都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)が行う事項
- 最低賃金審議会が行う事項
- 労働者又は使用者が行う事項



(注)労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行うこととされている。



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 8 日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 堀内 克浩
賃金指導官 兼平 太地
電話 022 (299) 8841

令和 7 年度宮城県最低賃金の改正答申について
～ 65 円引上げ（引上げ率 6.68%）～

宮城地方最低賃金審議会（会長 くまがい まさひろ 熊谷 真宏）は、本年 7 月 16 日、宮城労働局長（局長 まつせ たかひろ 松瀬 貴裕）から宮城県最低賃金の改正について諮問を受け、宮城県最低賃金専門部会を設置し調査審議を重ねてきましたが、同審議会は、8 月 8 日に結論をまとめ、宮城労働局長に対し「時間額 1,038 円」に改正することが適当である旨の答申を行いました。

今後は、この答申に対する異議申出に関する諸手続きを経て、宮城県最低賃金が決定されることとなります。（発効予定日：10 月 4 日）

宮城労働局では、事業主の皆さまが、発効予定日に向けて賃金を引き上げられるよう、「賃上げ」支援助成金パッケージ（別添リーフレット）の活用を呼びかけています。

《参考》

令和 6 年度は、6 月 28 日諮問、8 月 5 日答申、10 月 1 日発効。

《参考資料》

- 宮城県最低賃金の推移（表、グラフ）
- 事業主の皆さまへ賃金引き上げの支援策（リーフレット）

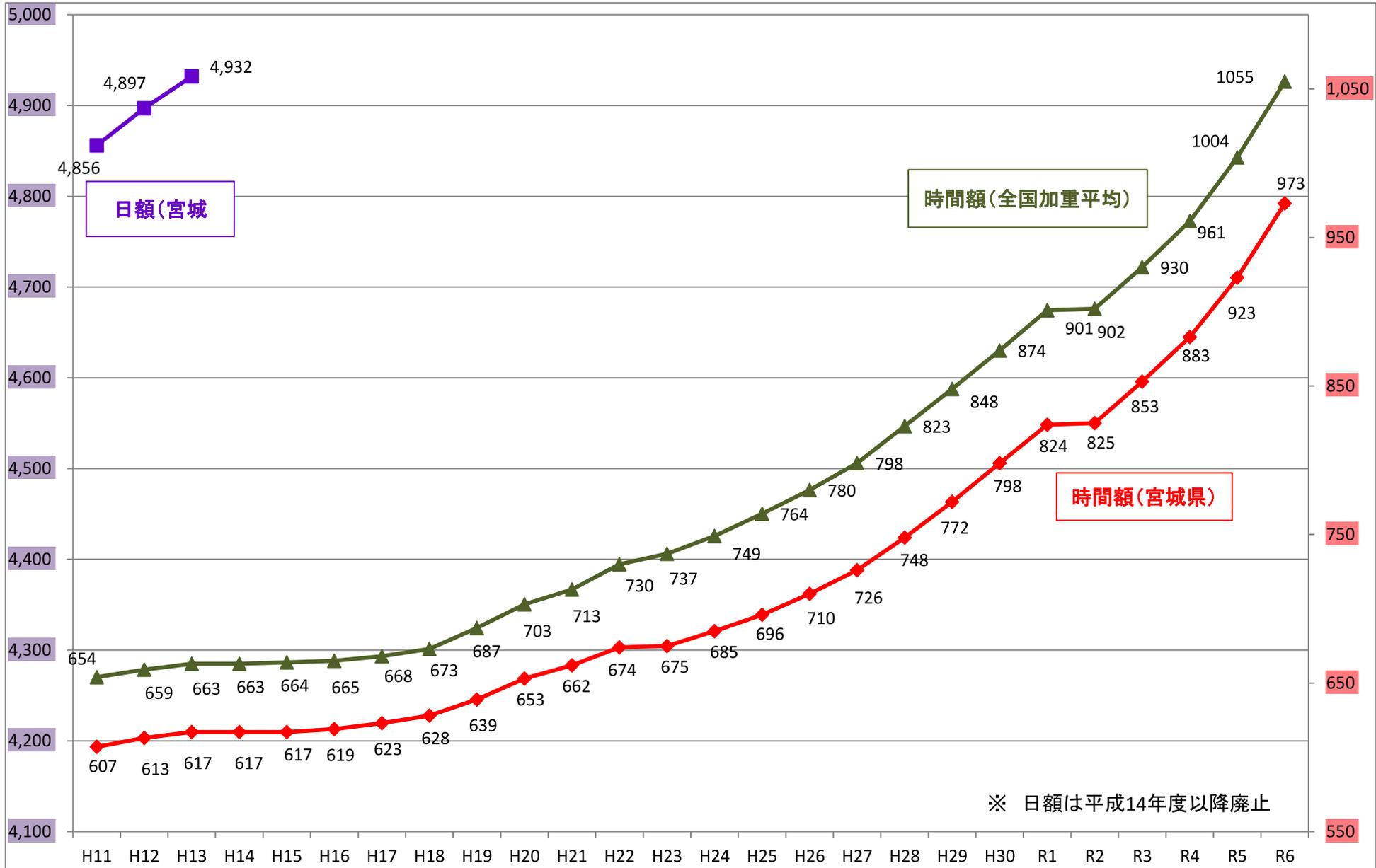
宮城県最低賃金の推移

参考資料

年度	日額(円)	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
H12	4,897	613	6	0.84	10月1日
H13	4,932	617	4	0.71	10月1日
H14	日額廃止	617	0	—	10月2日
H15		617	0	—	
H16		619	2	0.32	10月1日
H17		623	4	0.65	10月1日
H18		628	5	0.80	10月1日
H19		639	11	1.75	10月20日
H20		653	14	2.19	10月24日
H21		662	9	1.38	10月24日
H22		674	12	1.81	10月24日
H23		675	1	0.15	10月29日
H24		685	10	1.48	10月19日
H25		696	11	1.61	10月31日
H26		710	14	2.01	10月16日
H27		726	16	2.25	10月3日
H28		748	22	3.03	10月5日
H29		772	24	3.21	10月1日
H30		798	26	3.37	10月1日
R1		824	26	3.26	10月1日
R2		825	1	0.12	10月1日
R3		853	28	3.39	10月1日
R4		883	30	3.52	10月1日
R5		923	40	4.53	10月1日
R6		973	50	5.41	10月1日

《宮城県最低賃金の推移》

単位：円



※ 日額は平成14年度以降廃止



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和7年9月4日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 堀内 克浩
賃金指導官 兼平 太地
電話 022 (299) 8841

宮城県最低賃金の改正が決定しました
～令和7年10月4日から時間額は1,038円に～

宮城労働局長（局長 松瀬 貴裕）は、宮城県最低賃金を65円引き上げ、時間額1,038円に改正することを決定し、本日官報に公示しました。

効力発生日は、令和7年10月4日です。

宮城労働局では、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について幅広く周知を図るとともに、事業場に対しては最低賃金が適切に支払われているか監督指導等を通じて確認し、最低賃金の履行確保を図ることとしています。

また、宮城労働局では、事業主の皆さまが、効力発生日に向けて賃金を引き上げられるよう、支援策の活用を呼び掛けています。

《添付資料》

- 1 宮城県最低賃金《改定のお知らせ》
- 2 宮城県最低賃金の推移（表・グラフ）
- 3 最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策
- 4 最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ～最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています～
- 5 賃金引き上げの支援策～厚生労働省は事業主の皆様の賃上げを支援しています～

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,038**円

令和7年10月4日から！
（10月3日までは時間額973円）

最低賃金の計算には、(1) **精皆勤手当**、(2) **通勤手当**、(3) **家族手当**、(4) **賞与等**、(5) **時間外・休日・深夜手当**は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 TEL 022-299-8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

支払われる賃金※と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

- (2) 日給制の場合

$$\text{日給} \div 1 \text{ 日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

- (3) 月給制の場合

$$\text{月給} \div 1 \text{ 箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 1,038 円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給 180,000 円、1日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 260 日とします。

$$\frac{\text{月給 } 180,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 1,038.46 \text{ 円} \geq 1038 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。

宮城県最低賃金の推移

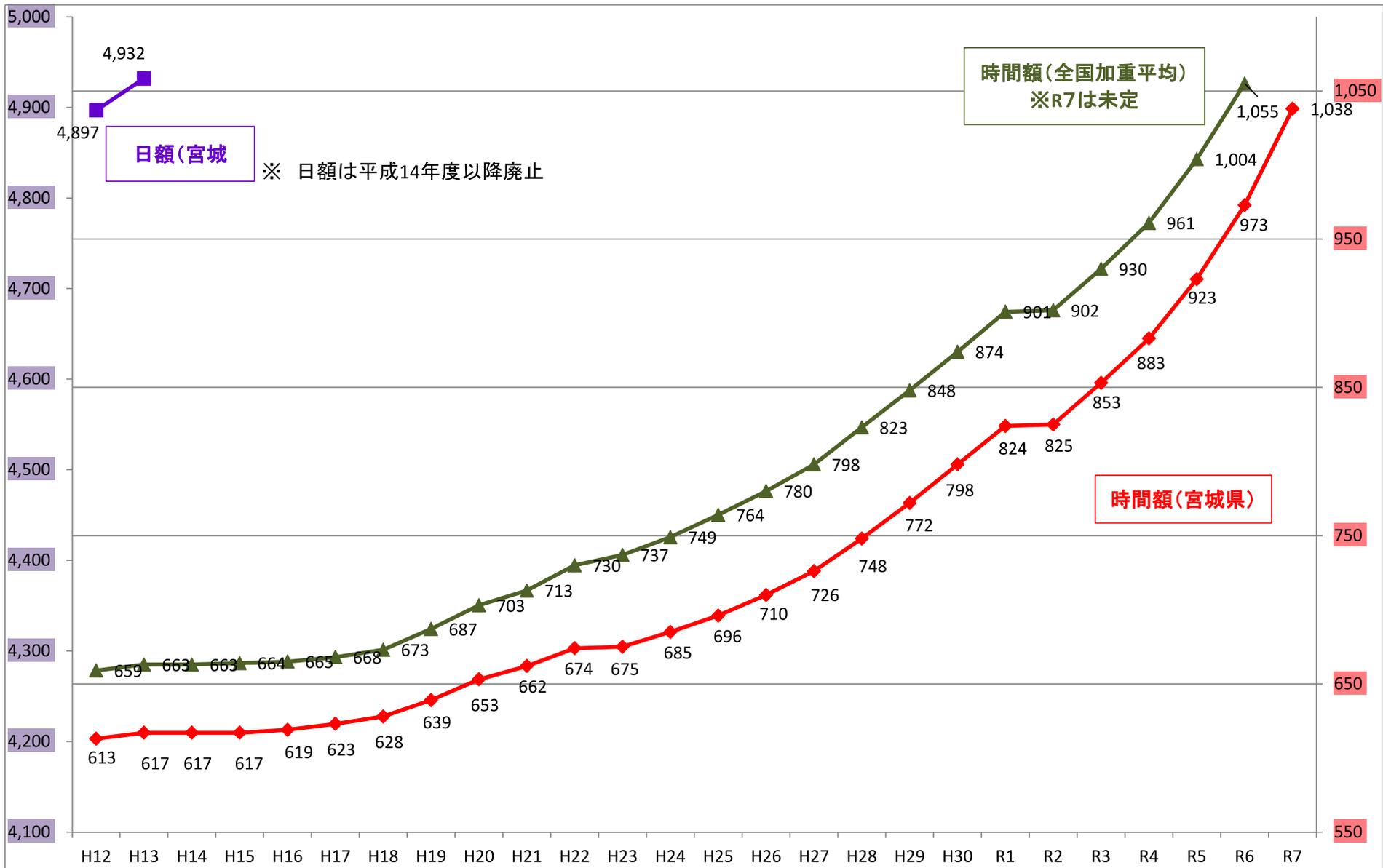
資料2

年度	日額(円)	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
H12	4,897	613	6	0.84	10月1日
H13	4,932	617	4	0.71	10月1日
H14	日額廃止	617	0	—	10月2日
H15		617	0	—	
H16		619	2	0.32	10月1日
H17		623	4	0.65	10月1日
H18		628	5	0.80	10月1日
H19		639	11	1.75	10月20日
H20		653	14	2.19	10月24日
H21		662	9	1.38	10月24日
H22		674	12	1.81	10月24日
H23		675	1	0.15	10月29日
H24		685	10	1.48	10月19日
H25		696	11	1.61	10月31日
H26		710	14	2.01	10月16日
H27		726	16	2.25	10月3日
H28		748	22	3.03	10月5日
H29		772	24	3.21	10月1日
H30		798	26	3.37	10月1日
R1		824	26	3.26	10月1日
R2		825	1	0.12	10月1日
R3		853	28	3.39	10月1日
R4		883	30	3.52	10月1日
R5		923	40	4.53	10月1日
R6		973	50	5.42	10月1日
R7		1,038	65	6.68	10月4日

《宮城県最低賃金の推移》

資料2

単位：円





ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和7年10月2日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 堀内 克浩
賃金指導官 兼平 太地
電話 022 (299) 8841

「ちゃんとチェック！最低賃金」
令和7年10月4日から時間額は1,038円
～宮城県最低賃金の周知・広報の取組について～

宮城県最低賃金は、本年10月4日から65円引き上げられ、時間額1,038円に改正されます。

宮城労働局（局長 ^{まつせ}松瀬 ^{たかひろ}貴裕）では、新たな宮城県最低賃金額を事業主、労働者のみならず、県民の皆様に幅広く周知するため「ちゃんとチェック！最低賃金」のキャッチフレーズのポスター、リーフレットなどを用いて、別紙のとおり、周知・広報の取組を行います。

また、中小企業・小規模事業者の賃金引上げを支援するため、政府が賃金引上げの環境整備のために講じている各種の支援施策についても、併せて周知し、活用促進を図ることとしています。

《添付資料》

- 1 リーフレット「ちゃんとチェック！最低賃金」
- 2 賃金引上げの支援策 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

別紙

令和7年度宮城県最低賃金の周知・広報の取組について

1 交通機関を活用した広報

JR主要駅に「ちゃんとチェック！最低賃金」のポスターを掲示します。

2 宮城労働局による広報

宮城労働局、労働基準監督署、ハローワーク庁舎等でのポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、宮城労働局HP（ホームページ）において、最低賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための各種支援施策について情報提供します。

また、公式Xやメールマガジンでも情報発信します。

3 コミュニティFMによる広報

地域に密着したコミュニティFM各局の御協力により、最低賃金改正に関するお知らせをします。

4 国、県の関係行政機関における広報

国、県、市町村の関係行政機関の御協力により、庁舎等でのポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、HP・市町村広報誌（紙）に最低賃金のお知らせを掲載いただきます。

5 関係使用者団体及び労働団体の広報

使用者団体及び労働団体の御協力により、事務所や関係事業場における、ポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、HP・広報誌（紙）

に最低賃金のお知らせを掲載いただきます。

6 教育機関による生徒、学生への広報

県内の大学、専門学校等の教育機関の御協力により、校内でのポスター掲示、リーフレット等の窓口を行っていただきます。

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

宮城県 最低賃金

令和7年
10月4日 から
時間額

1,038

前年比 **UP**
65円

円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
宮城労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



宮城労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成



働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金^(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!^(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。^(※2)

A 時間給の方 円 \geq 円

B 日給の方 円 \div 時間 = 円 \geq 円

C 月給の方 円 \div 時間 = 円 \geq 円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精進助手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



1 支給の要件

- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック!



助成金支給までの流れ

- 1** 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2** 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3** 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4** 支給

手続きを動画でチェック!



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印用紙の紙へリサイクルできます。

(R7.9)

事業主の皆さまへ

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）+ 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.9)



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和7年11月13日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 堀内 克浩
賃金指導官 兼平 太地
電話 022 (299) 8841

宮城県特定最低賃金の改正が決定しました
～12月15日に発効～

宮城労働局長（松瀬^{まつせ} 貴裕^{たかひろ}）は、宮城県特定最低賃金※について下記のとおり改正することを決定しました。

効力発生日はいずれも令和7年12月15日です。

1 宮城県鉄鋼業最低賃金

時間額 1,125円（66円引上げ）

答申日 令和7年10月6日

発効日 令和7年12月15日

2 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 1,077円（65円引上げ）

答申日 令和7年10月14日

発効日 令和7年12月15日

3 宮城県自動車小売業最低賃金

時間額 1,101円（65円引上げ）

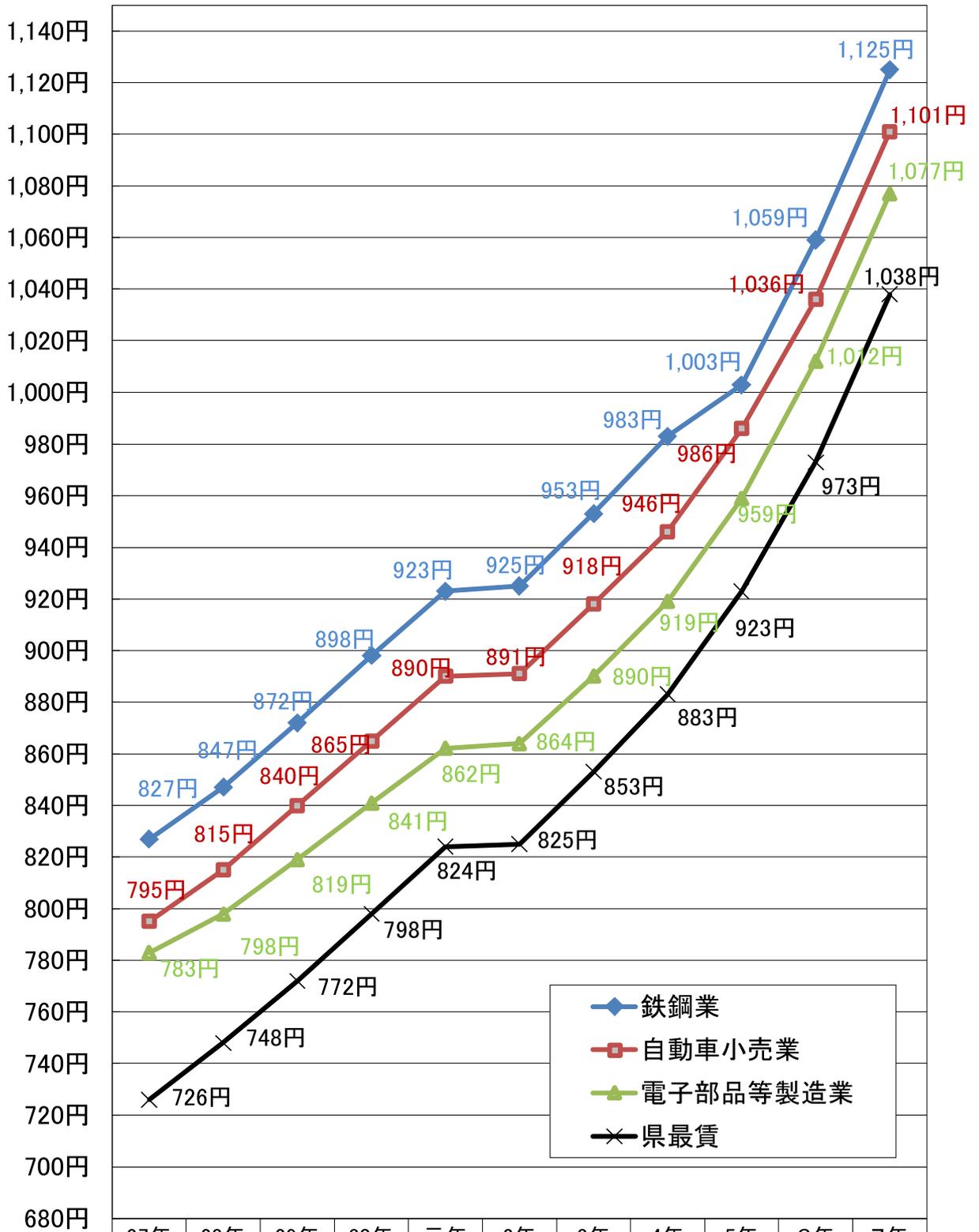
答申日 令和7年10月7日

発効日 令和7年12月15日

※ 特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金（1時間1,038円）よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。

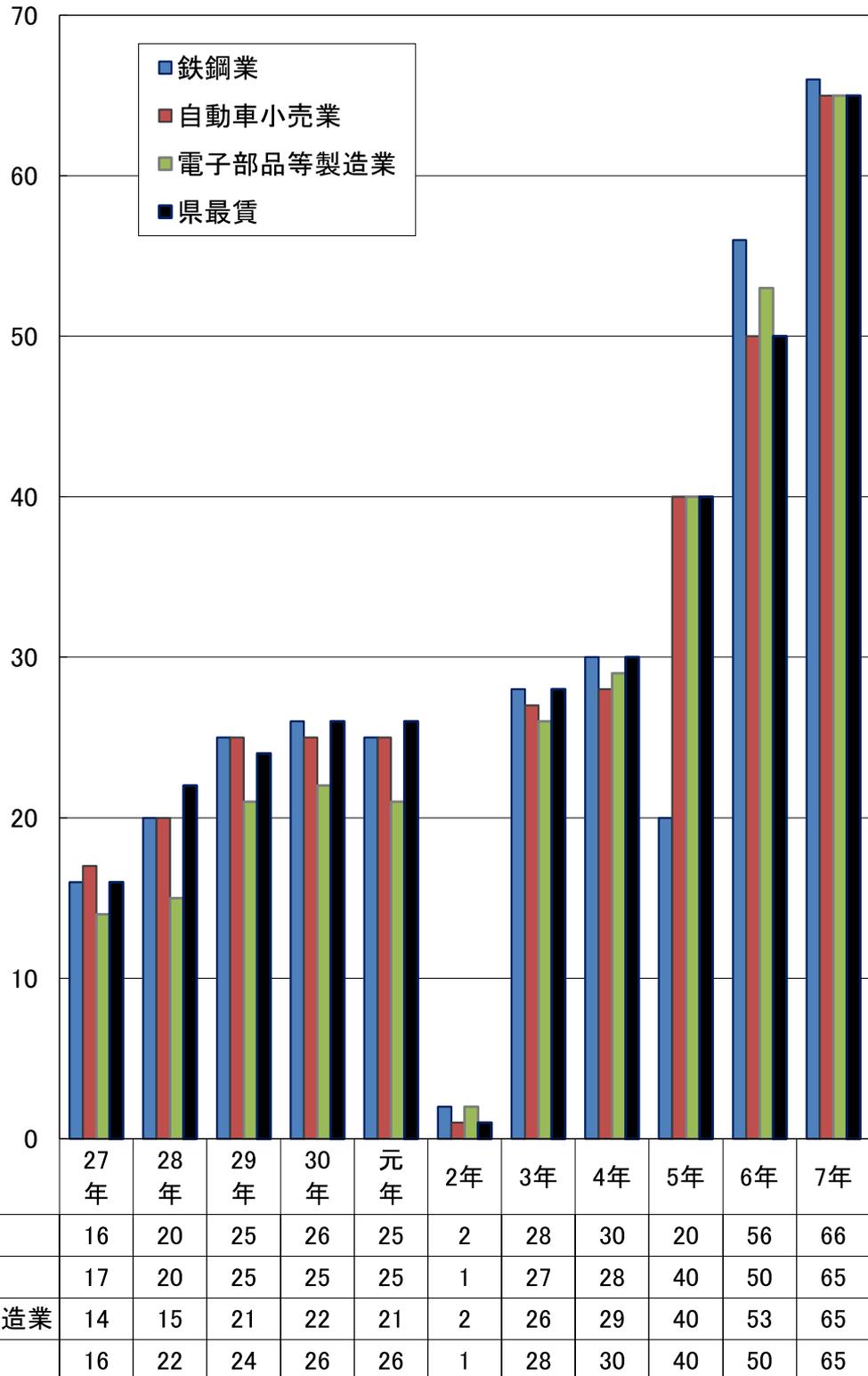
※ 今年度の特定最低賃金専門部会における審議の結果、全産業とも全会一致により、改正額等について結審したものです。

資料1 宮城県 lowest賃金額の推移



	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
◆鉄鋼業	827円	847円	872円	898円	923円	925円	953円	983円	1,003円	1,059円	1,125円
■自動車小売業	795円	815円	840円	865円	890円	891円	918円	946円	986円	1,036円	1,101円
▲電子部品等製造業	783円	798円	819円	841円	862円	864円	890円	919円	959円	1,012円	1,077円
×県最賃	726円	748円	772円	798円	824円	825円	853円	883円	923円	973円	1,038円

資料2 宮城県の最低賃金引上額の推移



宮城県の最低賃金

《改定のお知らせ》

宮城県最低賃金	時間額	効力発生日
	1,038 円	令和 7 年 10 月 4 日

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	時間額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	1,125 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和 7 年 12 月 15 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	1,077 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注:(3)エのうち、「取付け」の業務に「はんだ付け」は含まれません。	令和 7 年 12 月 15 日
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) 注:カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	1,101 円	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	令和 7 年 12 月 15 日

※「臨時、パートタイマー、アルバイト労働者」、「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます。

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1 時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室 (022-299-8841) 又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9072

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

宮城県 最低賃金

令和7年
10月4日から
時間額

1,038

前年比 **UP**
65円

円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
宮城労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



宮城労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給 円 \geq 最低賃金額(時間額) 円

B 日給の方

日給 円 \div 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 \geq 最低賃金額(時間額) 円

C 月給の方

月給 円 \div 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 \geq 最低賃金額(時間額) 円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう!



業務改善助成金とは?

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



1 支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック!



助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



審査

2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



審査

4



支給

手続きを動画で
チェック!



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R7.9)

ちゃんとチェック!

宮城県の最低賃金



仙台こけし (写真提供: 宮城県観光戦略課)

厚生労働省労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

適用される最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	1,038円	令和7年 10月4日
鉄鋼業	1,125円	令和7年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	1,077円	
自動車小売業	1,101円	

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室(Tel022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

最低賃金引上げの支援策

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



業務改善助成金

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。



キャリアアップ助成金

お問合せ先

宮城労働局雇用環境・均等室
Tel 022-299-8844

お問合せ先

宮城労働局職業対策課助成金センター
Tel 022-299-8063

厚生労働省

宮城労働局



宮城労働局 HP



宮城労働局 X

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金	適用される業種・産業分類 (※日本標準産業分類による業種コード)	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。)
鉄鋼業	<p>鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）</p> <p>※E22 鉄鋼業</p> <p>但し E220 管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業) E2211 高炉による鉄鋼業 E2251 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く) E2252 可鍛鋳鉄製造業 E229 その他の鉄鋼業 を除く</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<p>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</p> <p>※E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ※E29 電気機械器具製造業 ※E30 情報通信機械器具製造業</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>ア 清掃又は片付けの業務</p> <p>イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務</p> <p>ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務</p> <p>エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務</p> <p>注：(3)エのうち、「取付け」の業務に「はんだ付け」は含まれません。</p>
自動車小売業	<p>自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</p> <p>※I5911 自動車（新車）小売業 ※I5912 中古自動車小売業 ※I5913 自動車部分品・付属品小売業</p> <p>注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者</p>

注：「臨時、パートタイマー、アルバイト労働者」、「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」にも宮城県特定最低賃金が適用されます（上記適用除外労働者を除く）

最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。）に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金（時間額1,038円）が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給180,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給180,000円×12か月

8時間×年間所定労働日数260日

÷ 1,038.46円 ≥ 1,038円（宮城県最低賃金）

宮城県最低賃金クリア!

【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署 Tel 022-299-9072
石巻労働基準監督署 Tel 0225-22-3365
古川労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原労働基準監督署 Tel 0224-53-2154
瀬峰労働基準監督署 Tel 0228-38-3131

路線バス広告

【掲載台数】16 台

【掲載期間】令和 8 年 1 月から 3 月までの 3 か月間

【掲載路線】仙台市営バス 川内、長町、霞の目営業所運行系統
(仙台駅等市中心部を運行)



封筒貼り付け用シール

宮城県最低賃金
R7.10.4から **時間額 1,038** 円
賃金引き上げ
支援策はこちら



賃金引き上げ特設ページ 検索

料金後納
郵便

□□□□□□

宮城県最低賃金
R7.10.4から **時間額 1,038** 円
賃金引き上げ
支援策はこちら



賃金引き上げ特設ページ 検索

労働関係・人事労務関係の最新情報は、宮城労働局のX(旧Twitter)とホームページで!

宮城労働局(公式)Xは右の二次元コードからホーム



ページは右のワードで検索を

お願い：住所や宛先が違う場合は開封せずに
発送した部署までご連絡ください。

宮城労働局

〒983-8585
仙台市宮城野区鉄砲町1番地(仙台第4合同庁舎)
(代表)TEL(022)299-8833

最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移(平成23年～令和8年)

年	法違反の状況			法の認識状況(%)			最低賃金額未滿労働者の状況		
	監督実施 事業場数	最低賃金 法第4条 違反事業 場数	違反率 (%)	適用される 最賃額を 知っている	金額は知ら ないが最賃 が適用され ることは 知っていた	最賃が適用 されること を知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未滿 労働者数	未滿 労働者数の 比率 (%)
24	196	9	4.6	59.2	39.8	1.0	2,059	27	1.3
25	244	30	12.3	40.0	56.6	3.4	2,089	77	3.7
26	200	13	6.5	68.0	30.5	1.5	1,831	80	4.4
27	194	28	14.4	62.9	36.6	0.5	1,720	77	4.5
28	205	29	14.1	71.7	23.9	4.4	2,311	126	5.5
29	279	41	14.7	64.9	34.4	0.7	2,769	105	3.8
30	249	32	12.9	84.3	14.9	0.8	2,212	86	3.9
31	266	39	14.7	86.5	13.2	0.3	2,724	131	4.8
2	195	30	15.4	91.8	8.2	0.0	1,663	56	3.4
3	244	15	6.1	88.1	11.9	0.0	1,939	27	1.4
4	240	44	18.3	87.9	10.4	1.7	1,666	102	6.1
5	243	29	11.9	83.5	15.2	1.3	1,642	55	3.3
6	230	23	10.0	91.7	7.8	0.5	2,272	101	4.4
7	291	34	11.7	86.6	12.4	1.0	1,816	68	3.7
8	97	18	18.6	93.8	6.2	0.0	930	45	4.8

(注) 令和8年は1月末現在の数値である。

令和7年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄鋼業	12 (13)	1,445 (1,420)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	346 (341)	17,656 (17,300)
自動車小売業	781 (787)	8,444 (8,450)
合計	1,139 (1,141)	27,545 (27,170)

令和7年12月1日現在の集計数である。

令和3年経済センサス活動調査(事業所母集団DB(令和3年次フレーム
確報))及び令和7年度最低賃金に関する基礎調査等を基に推計したもので
ある。

カッコ内は前年度の数字である。

令和 8 年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況

改正 新設 廃止 等の別	件名・適用対象業種の範囲	意向表明 年月日	意向表明者 (団体名を含む)	適用事業所数 適用労働者数 (R7.12.1現在)
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	令和 8 年 3 月 2 日	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	1 2 1 , 4 4 5
	宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)		電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 J A M 南東北 宮城県連絡会 会長 阿部 博人	3 4 6 1 7 , 6 5 6
	宮城県自動車小売業最低賃金 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)		自動車総連 宮城地方協議会 議長 新貝 健太	7 8 1 8 , 4 4 4

令和7年度の最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策に係る取組状況

1 支援施策の周知について

各種支援施策を紹介するリーフレットを[宮城労働局ホームページに掲載](#)したほか、労働基準監督署における監督指導、訪問支援等において、配布、説明した。

【リーフレット一覧】

賃金引上げの支援策～厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています～（別添1）

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策（別添2）

厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています（別添3）

よろず支援拠点（別添4）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】（別添5）

賃金引き上げ特設ページを公開中（別添6）

2 宮城働き方改革推進支援センターによる相談・支援事業について

社会保険労務士等の専門家による労務管理、各種助成金等に関する個別相談、出張相談会等の支援を行った。

主な事業内容	実施状況
常駐型専門家による個別相談	461件 (579件)
商工団体等と連携した出張相談会	16回 (13回)
セミナーの開催	22回、参加者305人 (45回、842人)
訪問コンサルティング	387回 (545回)

令和8年1月末現在
()内は前年同時期

3 助成制度について

(1) 業務改善助成金

種類	概要	交付申請件数
業務改善助成金	事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度。	387 (312)

令和8年1月末現在
()内は前年同時期

キャリアアップ助成金

種 類	概要	コース名	計画認定 件数
キャリアアップ 助成金	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度。	正社員化コース	439 (482)
		賃金規定等改定コース	179 (109)
		賃金規定等共通化コース	46 (34)
		社会保険適用時処遇改善コース (令和8年3月31日まで)	102 (121)
		短時間労働者労働時間延長支援コース	119 (0)

令和7年7月にコース新設

令和8年1月末現在
()内は前年同時期

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）+ 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.10)

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440 (平日 9:00~17:00)
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③ 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

⑤ 賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先 日本政策金融公庫 0120-154-505

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。



2. 生産性向上に関する支援

⑥ 固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑦ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑧ 中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先

中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑨ 中小企業経営強化税制

問い合わせ先

・ 中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

・ ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び12/29~1/3を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑬ 中小企業新事業進出補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

・ 新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）：
<https://shinjigyoun.resv.jp/>



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

⑮ 小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

<商工会の管轄地域で事業を営む方>
・ 商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方>
・ 商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑩ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

・ 中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660 (9:30~17:30/月曜~金曜
(土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑫ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先

・ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

⑭ 事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

・ 専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠
050-3145-3812
・ 事業承継促進枠 050-3192-6274
・ PMI 推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後の PMI にかかる専門家の活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

⑯ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

・ 一般社団法人環境共創イニシアチブ
・ (I) 工場・事業場型
(先進枠) 03-5565-3840
(一般枠/中小企業投資促進枠) 03-5565-4463
・ (II) 電化・脱炭素燃転型 03-5565-3840
・ (IV) エネルギー需要最適化型 03-5565-4773



省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑮ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑯ パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

<「宣言」の内容について>
・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669
<「宣言」の提出・掲載について>
(公財) 全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802



受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑰ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

・ 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策
調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑱ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑲ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。



4. 資金繰りに関する支援

⑳ セーフティネット貸付

(経営環境変化対応資金)

問い合わせ先

・ 日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
・ 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。

(※) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

㉑ 小規模事業者経営改善資金融資制度

(マル経融資)

問い合わせ先

・ 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
・ 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本
支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

(※) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

②② 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

②③ 人材確保等支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

②④ 人材開発支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

②⑤ 建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

②⑦ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

②⑧ 産業雇用安定助成金

（スキルアップ支援コース）

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成（上限額 8,870 円/1人1日あたり（1事業主あたり 1,000 万円））します。

②⑨ 働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額に加算もあります。

※令和7年度の交付申請は11月28日（金）までです。

③① よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

③② 働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引き上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。ぜひご利用ください。

③① 下請かけこみ寺

※令和 8 年 1 月 1 日より取引かけこみ寺に名称変更予定

問い合わせ先

・(公財) 全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをいたします。

③③ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先（無料会員登録やログイン方法）

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340
※補助金等のご質問は、本サイトに掲載の各補助金事務局にお問い合わせ下さい。



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

令和 7 年 10 月、賃上げ・最低賃金 特設ページを設置し、人件費計算シミュレーション機能などを追加しました。賃上げや最低賃金の対応に役立つ情報を多数まとめています。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

厚生労働省 賃金引き上げ特設ページはこちら
<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

「賃上げ」支援
助成金パッケージ



賃金引き上げ
特設ページ



経済産業省では、各支援機関での伴走支援の強化を行っています

最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関（商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継引継ぎセンター等）まで
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトから
<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

デジタル化・AI導入補助金

ものづくり補助金

省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ



中小企業庁
ミラサポplus



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

〈補助上限〉30万円～600万円 〈助成率〉3/4～4/5

〈助成対象経費の例〉 機器・設備の導入: POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング: 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他: 顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース | |

〈支援内容〉 ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

デジタル化・AI導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

詳しくはこちら



問合せ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター: 0570-666-376
補助上限: 最大450万円
補助率: 1/2～4/5

中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大1億円 ※従業員数による
補助率: 1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター: 0570-099-660

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大4,000万円
補助率: 1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター: 050-3821-7013

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。 **※令和7年度の交付申請は11月28日(金)まで！**

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

詳しくはこちら



- (※1)建設業の場合
 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
 (※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

詳しくはこちら



※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

詳しくはこちら



- (※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
 (※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限:50万円(貸金引上げ特例:150万上乘せ)

補助率:2/3(貸金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合せ先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区



商工会議所地区

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること
投資額1億以上 他

詳しくはこちら



省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

問合せ先

・一般社団法人環境共創イニシアチブ

・(I)工場・事業場型

(先進枠) 03-5565-3840

(一般枠/中小企業投資促進枠)

03-5565-4463

・(II)電化・脱炭素燃転型

03-5565-3840

・(IV)エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

詳しくはこちら



中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補助上限:最大9,000万円

補助率:1/2

問合せ先

新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム):

<https://shinjigyounet.jp/>

詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除

詳しくはこちら



固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

問合せ先

<先端設備等導入計画の作成等>
・先端設備等の導入先の市区町村
<税制>
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821

詳しくはこちら



企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



賃金引き上げ特設ページ(厚労省)

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！
賃金引上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引上げ支援策を掲載

- ◆ 最低賃金額や発効日等の情報、賃金引上げの取組事例等を掲載しています。
- ◆ 厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら



賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト(中企庁)

賃上げや最低賃金の対応をサポート！
収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- ◆ 賃上げ原資の確保に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- ◆ 中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら



適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(改正下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合せ先

各都道府県のよろず支援拠点

詳しくはこちら



取引かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

問合せ先

フリーダイヤル：0120-418-618
※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

詳しくはこちら



伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関(商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継引継ぎセンター等)までお越しく下さい。
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。

中小企業庁

中小企業の経営者を「一人にしない」
国が設置した無料の経営相談所

年間 **50** 万件以上
の相談対応

満足度
90% 以上

中小企業・
小規模事業者のための
経営相談所

よろず
支援拠点

どんな相談もワンストップで解決。

回数無制限

無料で相談

あらゆる経営課題へ対応

中小企業・小規模事業者の皆さまが直面し、
変化していく様々な経営課題の相談に応じます。

専門性の高い経営アドバイス

経営、金融、マーケティングなど、
多様な分野の専門家や、企業経営の経験者が
在籍しています。

相談から実行までフォロー

解決策の提案だけでなく、その実行に向けて
継続的にフォローします。課題解決後も、
新たな課題や目標に向けて継続して支援を行います。

他の支援機関との連携による支援

相談内容や経営課題に応じて、
地域の他の支援機関等と連携して支援を行います。

質問・相談・予約は、

お近くの“よろず支援拠点”まで、お気軽にお問い合わせください。

**今すぐ
相談!**

よろず支援拠点を **知る**

よろず支援拠点全国本部 HP
<https://yoroze.smrj.go.jp/about/>



お近くの拠点を **調べる**

よろず支援拠点一覧
<https://yoroze.smrj.go.jp/base/>



よろず支援拠点 一覧

	拠点名	住所	設置機関	相談電話番号	
北海道	北海道よろず支援拠点	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル 9F	(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	
東北	青森県よろず支援拠点	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル 7階	(公財)21あおり産業総合支援センター	017-721-3787	
	岩手県よろず支援拠点	盛岡市北飯岡2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター 2階	(公財)いわて産業振興センター	019-631-3826	
	宮城県よろず支援拠点	仙台市青葉区上杉1-16-8 プロスペール本田 3F	宮城県商工会連合会	022-393-8044	
	秋田県よろず支援拠点	秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎 2階	(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5605	
	山形県よろず支援拠点	山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター 2F	(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0708	
	福島県よろず支援拠点	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館 4階 403号室	(公財)福島県産業振興センター	024-954-4161	
	関東	茨城県よろず支援拠点	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館 9階	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5339
栃木県よろず支援拠点		宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2618	
群馬県よろず支援拠点		前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター 1階	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5016	
埼玉県よろず支援拠点		さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル 10階	(公財)埼玉県産業振興公社	0120-973-248	
千葉県よろず支援拠点		千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト 23F	(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2921	
東京都よろず支援拠点		港区新橋1-18-6 共栄火災ビル 1階	(一社)東京都信用金庫協会	03-6205-4728	
神奈川県よろず支援拠点		横浜市中区尾上町5-80	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5071	
新潟県よろず支援拠点		新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル 10階	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0058	
山梨県よろず支援拠点		甲府市南口町7-20	(公財)やまなし産業支援機構	055-288-8400	
長野県よろず支援拠点		長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター 3階	(公財)長野県産業振興機構	026-227-5875	
静岡県よろず支援拠点		静岡市葵区紺屋町11-17 桜井・第一共同ビルディング 6階	静岡商工会議所	054-253-5117	
中部		愛知県よろず支援拠点	名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 ウィンクあいち 14階	(公財)あいち産業振興機構	052-715-3188
		岐阜県よろず支援拠点	岐阜市数田南5-14-53 OKBふれあい会館 10階(県民ふれあい会館)	(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1088
	三重県よろず支援拠点	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル 5階	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3326	
	富山県よろず支援拠点	富山市高田527 情報ビル 1階	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605	
	石川県よろず支援拠点	金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館 1階	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-6711	
	近畿	福井県よろず支援拠点	坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 福井県産業情報センタービル 3階	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7402
滋賀県よろず支援拠点		大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1425	
京都府よろず支援拠点		京都市下京区中堂寺南町134	(公財)京都産業21	075-315-1055	
大阪府よろず支援拠点		大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館 2階	(公財)大阪産業局	06-4708-7045	
兵庫県よろず支援拠点		神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター 1階	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9085	
奈良県よろず支援拠点		奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-81-3840	
和歌山県よろず支援拠点		和歌山市本町二丁目1番地 フォルテ・ワジマ 6階	(公財)わかやま産業振興財団	073-433-3100	
中国		鳥取県よろず支援拠点	鳥取市湖山町東4丁目100番地	鳥取県商工会連合会	0857-31-6851
	島根県よろず支援拠点	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5103	
	岡山県よろず支援拠点	岡山市北区磨屋町3-10 (クリエイティブコワーキングスペースTOGITOGI内)	(公財)岡山県産業振興財団	086-206-2180	
	広島県よろず支援拠点	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ 1階	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7706	
	山口県よろず支援拠点	山口市小郡令和1丁目1-1 山口市産業交流拠点施設 4階	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-5959	
四国	徳島県よろず支援拠点	徳島市南末広町5番8-8 徳島経済産業会館 2階	(公財)とくしま産業振興機構	088-676-4625	
	香川県よろず支援拠点	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2階	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-6090	
	愛媛県よろず支援拠点	松山市久米窪田町487番地2 テクノプラザ愛媛別館内	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1131	
	高知県よろず支援拠点	高知市布師田3992番地2 高知県中小企業会館 5階	(公財)高知県産業振興センター	088-846-0175	
九州	福岡県よろず支援拠点	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル 6階	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-7809	
	佐賀県よろず支援拠点	佐賀市鍋島町八戸溝114番地	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4433	
	長崎県よろず支援拠点	長崎市桜町4-1 長崎商工会館 9階	長崎県商工会連合会	095-828-1462	
	熊本県よろず支援拠点	上益城郡益城町田原2081-10	(公財)くまもと産業支援財団	096-286-3355	
	大分県よろず支援拠点	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル	(公財)大分県産業創造機構	097-537-2837	
	宮崎県よろず支援拠点	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎県工業技術センター 2階(宮崎テクリサーチパーク内)	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-0786	
	鹿児島県よろず支援拠点	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館 3階	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-3740	
沖縄	沖縄県よろず支援拠点	那覇市小祿1831番地1 沖縄県産業支援センター 4階	(公財)沖縄県産業振興公社	098-851-8460	
	よろず支援拠点全国本部	(独)中小企業基盤整備機構			

どんな小さな想いでもご相談ください。対話の中で解決へのヒントを見つけ、ご相談に応じて実現可能な解決策をご提案します。

[事業計画](#)
[経営改善](#)
[商品開発](#)
[販路開拓](#)
[海外展開](#)
[IT活用・DX](#)
[WEB・SNS活用](#)

[事業承継](#)
[財務・資金調達](#)
[補助金・助成金](#)
[雇用・労務](#)
[法律・契約](#)

※ご相談内容の一例

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1 2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、
②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映**させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談する**などして**積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。
発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示**すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成**し、発注者と受注者と双方で**保管**すること。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

- ・公正取引委員会ホームページ
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



- ・説明動画
（公正取引委員会公式YouTubeチャンネル）
<https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>



公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

HOME 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報提供・手続等窓口

ホーム > 独占禁止法 > 法令・ガイドライン等(独占禁止法) > 運用基準関係 > 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

PDF版はこちら (PDF: 878KB)
別添 (価格交渉の申込み様式 (例)) はこちら
全国ブロック説明会資料はこちら
説明動画はこちら

令和5年11月29日
内閣官房
公正取引委員会

「説明動画はこちら」をクリック

はじめに

原材料価格やエネルギーコストのみならず、買上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない買上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

(説明動画)



本指針の説明は、約20分(1分42秒から22分50秒まで)です。是非、社内研修等で御活用ください。

また、本指針についての御不明点は、公正取引委員会までお問い合わせください(03-3581-3378)。

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

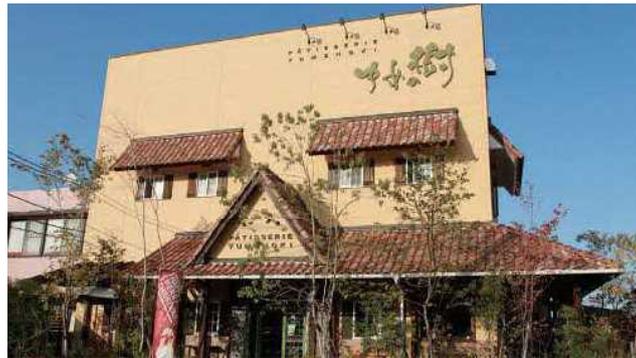
CASE 1

株式会社ゆめの樹 洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 社所在地: 熊本県八代市
- 従業員数: 12名



CASE 2

栄研化学株式会社 医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区
- 従業員数: 708名、連結754名 (2023年3月31日現在)



CASE 3

南九施設株式会社 造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 鹿児島県鹿児島市
- 従業員数: 19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶ 「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら



報道関係者 各位

令和8年1月22日(木)
宮城労働局雇用環境・均等室
室長 加藤 明子
雇用環境改善・均等推進監理官
増川 賢一
室長補佐 小山 周子
電話 022 (299) 8844

第14回宮城働き方改革推進等政労使協議会を開催しました ～「宮城働き方改革推進等政労使協議会共同宣言」を発出～

宮城労働局（局長 松瀬 貴裕）は、本日、県内の賃金引上げに向けた取組、課題及び課題解消のための方策などをテーマに、地方版政労使会議「宮城働き方改革推進等政労使協議会」を開催し、共同宣言を発出しました。

◆ 意見交換のテーマ：

「賃金引上げに向けた取組、課題及び課題解消のための方策等について」
～価格転嫁等賃金引上げに向けた取組状況について～

◆ 出席者

宮城県 副知事	小林 徳光
仙台市 経済局長	木村賢治朗
東北経済産業局 局長	佐竹 佳典
一般社団法人 宮城県経営者協会 会長	増子 次郎
宮城県中小企業団体中央会 会長	佐藤勘三郎
宮城県商工会議所連合会 会長	藤崎三郎助
宮城県商工会連合会 会長	齋藤 富嗣
日本労働組合総連合会 宮城県連合会 会長	大黒 雅弘
株式会社 七十七銀行 地域開発部長	鈴木 恭子
宮城労働局 局長	松瀬 貴裕

（オブザーバー）

公正取引委員会事務総局 東北事務所 所長	原山 康彦
宮城県社会保険労務士会 会長	星 孝夫
宮城県よろず支援拠点 チーフコーディネーター	佐藤 創
宮城働き方改革推進支援センター センター長	星 和行
宮城産業保健総合支援センター 副所長	岩崎 由樹

◆ 宮城働き方改革推進等政労使協議会共同宣言 別添のとおり

共同宣言

- Joint Declaration -

適切な価格転嫁と生産性向上を通じて、持続的な賃上げの実現を図るため、政労使がより一層緊密に連携し、以下について全力で取り組むことを宣言します。

- ・官民が一体となり、適切な価格転嫁を強力に推進し、公正な取引慣行の構築と新たな商習慣の定着を目指します。
- ・物価上昇に負けない賃上げと生産性向上を推進するため、各種助成金や補助金、ノウハウ支援等により、県内企業の取組を後押しします。

令和8年1月22日

宮城働き方改革推進等政労使協議会

宮城県、仙台市、東北経済産業局
一般社団法人宮城県経営者協会、宮城県中小企業団体中央会
宮城県商工会議所連合会、宮城県商工会連合会
日本労働組合総連合会宮城県連合会
株式会社七十七銀行、宮城労働局

オブザーバー

公正取引委員会事務総局東北事務所、宮城県社会保険労務士会
宮城県よろず支援拠点、宮城働き方改革推進支援センター
宮城産業保健総合支援センター